

商工共済ニュース

平成19年3月25日発行
(通巻468号)

中小企業と地域振興をもっとサポート

19年度もやります!

～経営セーフティ共済～

加入目標件数を上回ると、手数料をさらに+α 上乗せ!

加入推進団体・代理店制度にお申し込みください

中小機構では、経営セーフティ共済の加入促進のために、加入登録手数料に加えて上乗せ手数料制度を用意しております。

加入目標件数とは、

- 委託団体
過去の平均加入実績に基づき計算された加入目標件数
- 代理店
店舗数とします

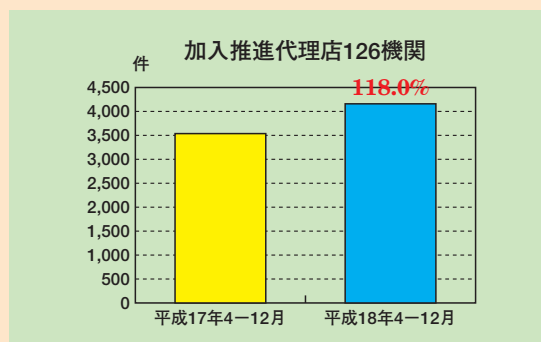
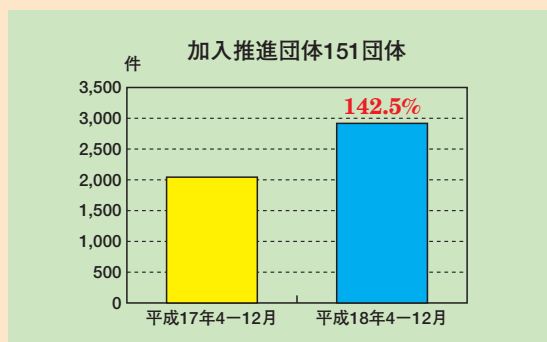
加入目標件数をクリアすると、通常[○]の加入登録手数料に加えて、

節税効果とリスク管理が同時に
できるお得な制度を年間通じて
おすすめください。

- 委託団体
過去の平均加入実績まで 3,000円/件
過去の平均加入実績を超えたもの 5,000円/件
- 代理店
店舗数まで 3,000円/件
店舗数を超えたもの 5,000円/件

今年の実施機関は、もうすでに前年実績を突破!

この制度にエントリーした団体、代理店の加入促進にお役に立っています。



詳しくは、平成19年4月中旬に送付予定の「加入推進団体・加入推進代理店募集実施要領」をご覧ください。ぜひご活用ください!

なお、小規模企業共済制度にも次のメニューがあります。

- 委託団体 モデル団体支援制度 (加入促進に関する経費を助成します)
- 代理店 モデル代理店制度 (店舗数+αの加入目標件数達成時に上乗せ手数料を支払います)

いんたびゅー

現場にみる共済制度加入促進策

～群馬銀行～

「両制度はお客様との総合取引を推進する際の重要なツール」

群馬銀行は、小規模企業共済制度、経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済）制度いずれについても、平成17年度の獲得件数が地銀中トップとなりました。今年度も小規模企業共済のモデル代理店制度、経営セーフティ共済の加入推進代理店制度にご登録いただいております。12月末現在で小規模企業共済制度についてはすでに目標を大幅に上回る件数を達成されるなど、両制度の加入促進に多大な貢献をいただいております。

そこで、群馬銀行がこれまで両制度の加入促進にどのように取り組まれてきたのか、法人部の室田部長と同部企画推進グループの市川推進役にお話をうかがいました。

貴行は営業活動の中で、両制度をどのように位置付けられていますか。

[室田部長] 私どもは、両制度をお客様との総合取引を推進する際の重要なツールとしてとらえています。具体的に申し上げますと、お取引先の中小企業の方々の中には、十分な社内体制が整っていない場合も多いように思われます。特に、内部のいろいろな仕組みが企業の成長に追い付かないケースをよく目にします。それを補完するものとして、小規模企業共済制度、経営セーフティ共済制度はお客様にとって非常にメリットのある商品です。

銀行にとっても、お客様に提供するさまざまな商品をすべて自前で開発することはできません。そこで、最も信用力のある国の商品を活用するのが一番です。銀行にとってはもう一つ、手数料収入というメリットもあります。当行が現在推進している「新世紀 第二次中期経営計画」でも、営業戦略の柱の一つとして「顧客ニーズに即応した手数料ビジネスの拡大」を掲げています。

毎年、両制度とも多くの件数を獲得していただいておりますが…。

[室田部長] 基本的には、両制度が総合取引推進



インタビューに答えられる室田部長（右）と市川推進役

のツールとして営業店の意識に定着しつつあることが、このような成果となって現れているのではないのでしょうか。以前は目標数字を掲げて加入促進運動を展開したこともあります。そのような過去の実績が組織的に引き継がれて、加入促進の意識が根付いてきたと言えます。現在、各支店に数字を示してはいますが、あくまでガイドラインという意味合いにとどめています。

なお、経営セーフティ共済について申し上げますと、これはご融資先には是非加入していただきたい商品だと考えています。万一ご融資先が、倒産の被害を受けた場合、銀行のプロパー貸出だけでは対応できないケースもあり、一定の書類審査だけで貸付が受けられるのは保険と同じ役目を果たしていると考えているからです。新規のご融資先には必ず経営セーフティ共済をお勧めするなど、本部サイドからも経営セーフティ共済の加入促進を推奨しています。

モデル代理店制度、加入推進代理店制度にご登録いただいております。

[室田部長] モデル代理店制度、加入推進代理店制度に入っていることの最大のメリットは、営業職員への意識付けに非常に役立つことです。お取引先のニーズにあった商品をお勧めできるという意識と同時に、銀行の収支面でプラスになるとい

ラインセンティブが働くからです。

加入者からの具体的な声などはございますか。

[市川推進役] 経営セーフティ共済の借入れを実際に利用された方からは、以前に勧められ加入していたのでとても助かった、という話を頂いています。また、経営セーフティ共済の貸付申し込みをしてから実際の借り入れまでの期間が短くて有り難かったという声もよくお聞きします。

最後に、今後の取り組みについてお聞かせください。

[室田部長] お客様と最初から貸出や金利の話をするわけには行きません。まず最初は、お客様がどのような課題をお持ちなのかをお聞きすることから始まります。そういう意味で、両制度を総合取引推進のツールととらえて、今後も加入促進に努めていきたいと思っております。当行の両制度の加入者数は、累積数ではまだまだ発展途上にあります

ので、モデル代理店制度、加入推進代理店制度に参加しながら頑張っていこうと思っています。

群馬銀行の現況（平成18年9月30日現在）

預金残高(譲渡性預金を除く)	5兆1,739億円
貸出金残高	3兆6,869億円
職員数	3,139人
店舗数	145店

群馬銀行は、昭和7年群馬大同銀行として発足、昭和30年現商号に改称した。現在、県内に104店、埼玉県を中心として県外に40店、海外に1店の合計145か店を展開している。平成16年4月にスタートした「新世紀 第二次中期経営計画」(R-PLAN)では、「お客さまに一番近い お客さまの一番役に立つ銀行」を目指し、地域に密着した営業活動を展開。収益力強化に向けたさまざまな取り組みを推進している。

平成19年度加入目標件数 決定

去る3月16日、中小機構本部において加入促進協議会が開催され、平成19年度における小規模企業共済制度、経営セーフティ共済制度の加入促進計画を決定した。平成19年度の加入目標件数は、経営セーフティ共済が20,000件、小規模企業共済制度が95,000件となった。併せて、制度の普及と加入促進のため様々な活動を実施していくことを決定した。



小規模企業共済 Q & A

分割共済金の残金一括受取りができる場合

Q 小規模企業共済契約の共済金をこれまで分割受取りしていますが、急にお金が必要になったので残金を全額一括して受け取りたいのですが…。

A 共済金の受取方法には、一括受取り、分割受取り、一括と分割の併用の3つがあります。そのうち、最初に分割受取りを選択した場合に、受給途中で残金（現価相当額）を繰り上げて受け取ることができるのは、次の4つの事由がある場合に限られます。受取方法を決められる際には、この点に十分ご注意ください。

[分割共済金の受給途中で、残金（現価相当額）を繰り上げて受け取ることができる事由（小規模企業共済法第9条の4）]

1. 共済契約者が死亡したとき
（死亡以降の分割共済金は相続人へ一括してお支払いしますので、速やかに当機構あてご連絡ください）
2. 共済契約者が重度の障害（障害者手帳で2級以上）となったとき
3. 災害などで罹災に遭い、罹災証明がとれるとき
4. 疾病または負傷により1か月以上の入院が必要になったとき

ご注意

- ① 分割共済金は税法上、公的年金等の雑所得扱いとなります。従って、その年中にお受取りになった他の公的年金と合算されるため、翌年以降の国民健康保険や介護保険料が増える可能性があります。
- ② 分割共済金の利回りは現在約1%となっております。将来金利が上昇したとしても、利率の変更はありません。
- ③ 分割共済金の支給時には毎回7.5%の源泉徴収が行われますので、確定申告が必要となります。

掛金納付月数の通算

Q 小規模企業共済制度に個人事業主として加入したが、個人事業を廃業し株式会社に法人成りした場合、あるいは会社役員として加入したが、会社を解散又は役員を退任し個人事業をはじめた場合などには、どのような手続きが必要ですか。

A そのような事由が生じた場合は、次の3つのいずれかを選択していただくことになります。

1. 共済金を請求し、受領する。
2. 共済金を請求して受領後に、新たに会社役員又は個人事業主として加入する。
3. 共済金を請求せず、「掛金納付月数の通算」の申出をする。

3を選択した場合の注意事項

- ① 新たに設立した会社等が小規模企業であり、小規模企業共済制度の加入資格を有していることが必要です。
- ② 事由が生じてから1年以内にお申し出ください。
- ③ 手続きは、「小規模企業共済掛金納付月数通算申出書兼契約申込書」（様式④141）に様式の「12.通算区分」欄に記載している添付書類を添え、機構の業務を取り扱っている委託機関の確認を受けて、機構あて提出してください。

支部メンバー紹介

[第1回]

北陸支部

中小機構の各支部には、小規模企業共済および経営セーフティ共済をより広く普及することを目的に、「顔の見える支部」をコンセプトとして共済普及課を配置し、常日頃委託機関等の皆様方からご意見を頂戴しながら施策の普及に努めております。まず第1回として、北陸支部のスタッフをご紹介します。

富永北陸支部長ごあいさつ



北陸支部の支援エリアである富山、石川、福井の3県は、風光明媚な環境に囲まれながら、先端産業と伝統産業が見事なハーモニーを奏でています。その中で、私どもは常に地元の金融機関・団体と接触を図りながら、両共済制度の加入促進に努めるのはもちろん、中小企業者の様々な懸案事項の相談、工場団地の紹介等、中小企業者のニーズに応えるべく活動を実施しています。当支部は引き続き地域経済の発展のために各種支援を行って参りますので、皆様方のご理解・ご支援をよろしくお願い申し上げます。

柴田共済普及課長から一言

金沢に着任した平成17年は暮れから20数年ぶりの大雪に見舞われ日本海側の冬の厳しさを体感しましたが厳しさばかりではなく、おもてなしの言葉で代表されるこちらの人情に触れ有難く感じる事が多々あります。このような地域で事業を営まれている中小企業の皆様方に共済制度を一人でも多く知っていただき、活用していただけるよう委託機関の皆様には一層のご協力をお願いいたします。

北陸支部には両共済制度の加入推進を図るため、3名の共済普及相談員が活動しているほか、さらに地域別にきめ細かなセールス活動ができるように2名の共済普及推進員を配置しています。中小企業の皆様方の経営基盤強化のお助け役として、6名のメンバーが加入促進に努めて参りますので、皆様をお訪ねした際にはよろしくお願ひ申し上げます。

共済普及相談員



後列 左から共済普及相談員の
平良 亘、越原隆夫、山田 勝
前列 柴田共済普及課長

共済普及推進員



福井県嶺南地区担当
柴田幹男



富山県呉東地区担当
田中一義

中小企業基盤整備機構 北陸支部

金沢市広岡3-1-1 金沢パークビル10階

Tel 076-223-5547 Fax 076-223-5762

中小機構の事業のごあんない

挑戦を
サポート

創業・新事業
展開の促進

進化を
サポート

経営基盤
の強化

安心を
サポート

経営環境
変化への対応

飛躍を
サポート

産業用地
の提供

もっと
サポート

施策情報
提供の充実

事業化助成金の募集のご案内

平成19年度 第1回 (予告公告)

事業化助成金は、優れた技術シーズ・ビジネスアイデアはあるものの、新事業開拓に取り組むことが困難な状況にある創業者または中小企業に対して、資金面での助成を行うとともにビジネスプランの具体化・販路開拓等に向けたコンサルティングを実施し、事業化を支援するものです。

1. 応募期間・採択決定時期

応募期間：平成19年5月上旬～6月上旬（予定）

採択決定時期：平成19年9月（予定）

2. 助成対象事業

下記に該当し、かつ事業実施期間終了後、2年以内に事業化が達成できるもの
(研究開発・技術開発を目的とする場合は別の制度である「実用化研究開発事業」をご利用下さい)

- ① 新製品・新技術の開発成果を事業化する事業
- ② 革新的な方法で商品やサービスを提供する事業
- ③ 上記に付帯する外国特許等出願事業

3. 助成対象者

創業予定の個人、中小企業を設立予定の個人、個人事業主、中小企業者など

4. 助成の内容等

- (1) 事業実施期間：交付決定後12ヶ月以内の期間
- (2) 助成率：助成対象と認められる経費の1/2以内
- (3) 助成金額：最大500万円。外国特許等申請経費は別枠で300万円を付加。
- (4) 助成対象経費：事業実施期間内に支出し、事業化のために必要と機構が認める経費。

5. お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 新事業支援部 新事業支援企画課 助成金担当

TEL:03-5470-1539 (直)

事業化助成金ホームページ：<http://www.smrj.go.jp/venture/grant/index.html>

(平成19年度の募集要項が確定されるまで、上記ホームページに

「平成18年度第2回募集 事業化助成金募集要項」を参考資料として掲載しています。)

平成19年度の募集にあたり、内容が変更される可能性がありますので、

申請にあたっては、事前に上記ホームページに掲載する

平成19年度の募集要項を必ずご一読のうえ、ご応募ください。

平成19年度の募集要項等の掲載は、平成19年4月下旬を予定しております。

平成18年度都道府県別加入実績（18年12月末現在）

都道府県名	小規模企業共済			中小企業倒産防止共済		
	加入目標件数(A)	4~12月加入実績(B)	目標達成率 B/A (%)	加入目標件数(C)	4~12月加入実績(D)	目標達成率 D/C (%)
北海道	2,330	1,673	71.8	620	318	51.3
小計(北海道支部管内)	2,330	1,673	71.8	620	318	51.3
青森	510	351	68.8	120	123	102.5
岩手	510	305	59.8	110	55	50.0
宮城	1,160	787	67.8	240	167	69.6
秋田	460	462	100.4	110	31	28.2
山形	790	388	49.1	180	94	52.2
福島	810	608	75.1	240	104	43.3
小計(東北支部管内)	4,240	2,901	68.4	1,000	574	57.4
茨城	1,080	780	72.2	400	135	33.8
栃木	1,180	856	72.5	340	147	43.2
群馬	1,250	1,356	108.5	600	137	22.8
埼玉	3,270	2,760	84.4	1,110	552	49.7
千葉	2,850	2,070	72.6	580	223	38.4
東京都	10,320	8,036	77.9	3,320	1,621	48.8
神奈川県	5,780	4,379	75.8	750	353	47.1
新潟	1,330	985	74.1	420	217	51.7
山梨	530	325	61.3	110	58	52.7
長野	1,210	813	67.2	260	109	41.9
静岡	3,100	2,306	74.4	490	385	78.6
小計(関東支部管内)	31,900	24,666	77.3	8,380	3,937	47.0
富山	750	548	73.1	190	119	62.6
石川	840	601	71.5	170	152	89.4
福井	410	292	71.2	120	85	70.8
小計(北陸支部管内)	2,000	1,441	72.1	480	356	74.2
愛知	6,400	5,257	82.1	940	660	70.2
三重	1,330	1,029	77.4	190	160	84.2
岐阜	1,680	1,258	74.9	370	273	73.8
小計(中部支部管内)	9,410	7,544	80.2	1,500	1,093	72.9
滋賀	990	777	78.5	200	52	26.0
京都	1,740	1,315	75.6	410	204	49.8
大阪	5,110	4,316	84.5	1,900	1,145	60.3
兵庫	3,580	3,059	85.4	830	756	91.1
奈良	820	728	88.8	140	69	49.3
和歌山	540	389	72.0	320	51	15.9
小計(近畿支部管内)	12,780	10,584	82.8	3,800	2,277	59.9
鳥取	390	235	60.3	70	36	51.4
島根	480	302	62.9	80	32	40.0
岡山	1,370	949	69.3	320	283	88.4
広島	2,380	1,829	76.8	500	285	57.0
山口	1,110	961	86.6	150	86	57.3
小計(中国支部管内)	5,730	4,276	74.6	1,120	722	64.5
徳島	480	321	66.9	90	47	52.2
香川	700	516	73.7	160	93	58.1
愛媛	1,040	906	87.1	170	101	59.4
高知	380	233	61.3	70	21	30.0
小計(四国支部管内)	2,600	1,976	76.0	490	262	53.5
福岡	2,960	2,231	75.4	590	311	52.7
佐賀	460	291	63.3	90	40	44.4
長崎	840	513	61.1	170	93	54.7
熊本	1,300	820	63.1	190	101	53.2
大分	620	450	72.6	120	65	54.2
宮崎	740	518	70.0	110	52	47.3
鹿児島	1,250	731	58.5	200	40	20.0
沖縄	840	457	54.4	140	66	47.1
小計(九州支部管内)	9,010	6,011	66.7	1,610	768	47.7
合計	80,000	61,072	76.3	19,000	10,307	54.2

監修

独立行政法人
中小企業基盤整備機構

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1
TEL 050-5541-7171 (共済相談室)
http://www.smrj.go.jp/

編集人
発行所

福田 武羅夫
財団法人 企業共済協会
〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-1-10
TEL 03 (3459) 4878 FAX 03 (3459) 4839

隔月25日発行

